

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7佐地環第30-2号
令和8年1月28日

長野県佐久地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	環境デザイン株式会社 代表取締役 檜木野 信介 長野県上田市新町244番地	
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の新規許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平882番1、883番1
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設（移動式兼用）
	③処理を行う廃棄物の種類	破碎する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 222.64t/日 (27.83t/h 8時間稼働)
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新 旧
申請の区分（II）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平882番1、883番1
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破碎施設（移動式兼用）
	③処理を行う廃棄物の種類	破碎する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 222.64t/日 (27.83t/h 8時間稼働)
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新 旧

条例 第 39 条	⑩対象周辺地域の範囲	上田市下丸子自治会、藤原田自治会
	⑪対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	<p>(場所) 長野県上田市上田原 802 番地 35 環境デザイン株式会社 事務所</p> <p>(期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く。)</p> <p>(時間) 午前 8 時から午後 4 時 30 分まで</p>
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	<p>(日時) 令和 8 年 2 月 7 日 (土) 午後 6 時から</p> <p>(場所) 下丸子公民館 (長野県上田市下丸子 351 番地)</p>
関係 図書 の 縦覧	縦覧に供する場所	長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 提出できる意見

根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第 41 条	<input type="checkbox"/> 第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 <input type="checkbox"/> 第 36 条第 1 項の対象関係住民 <input type="checkbox"/> 事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	<input type="checkbox"/> 事業計画について	17 号	提出期限 令和 8 年 3 月 9 日 (月) 提出先 〒386-1102 長野県上田市上田原 802 番地 35 環境デザイン株式会社 事務所 (意見書の写しを地域振興局にも提出できます) 【写しの提出先】 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。